

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 製造（第 2 条）
- 第 3 章 貯蔵（第 3 条～第 7 条）
- 第 4 章 譲受・消費（第 8 条～第 10 条）
- 第 5 章 譲渡（第 11 条）
- 第 6 章 雑則（第 12 条）

附則

神奈川県火薬類取締法許認可等審査基準を次のように定める。

神奈川県火薬類取締法許認可等審査基準

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この基準は、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下「法」という。）に基づく許認可等に必要な事項を定めることにより、神奈川県内の火薬類による災害を防止し、もって公共の安全をより一層、確実なものとするを目的とする。

（解説）

第 1 条 「目的」について

この基準の目的は、火薬に係る保安レベルを、これまでの取組みを踏まえながら、近年各地で発生している自然災害による火薬類の流出やテロ等の反社会的勢力による火薬類の不正使用を防ぐことも含め、火薬類による災害を防止し、もって公共の安全をより一層確実に確保するため、火薬類取締法や政省令に加え、県が従来から指導してきた基準を改めて明文化し、基準として定めるものである。

（参考）過去の経緯

戦後の混乱から徐々に復興の道を歩み始めた神奈川県は、昭和 20 年半ばから昭和 40 年にかけて、臨海部の工業地帯の開発や、京浜第二国道や東海道新幹線の開通などの大型インフラ整備と相まって、250 万人の人口が 440 万人と 200 万人近くも増加している。

火薬類は、こうした大型インフラの整備に伴い県内各地で大量に利用され、それに伴い昭和 30 年代中頃に、京浜第二国道での火薬類運搬車両の衝突爆発事故、火薬庫への放火爆発等、多数の死傷者が出る事故が発生し、その保安の強化は急務であった。

このため、県内の火薬関係業者は、火薬類の事故根絶のための運動を一体となって始め、昭和 36 年に全国に先駆けて神奈川県火薬類保安協会を設立し、県も当該協会と一体となりながら、火薬に係る保安レベルを上げるための基準等を整備してきたところである。

第2章 製造

(製造施設)

第2条 製造施設は、次の各号に適合するものであること。

- (1) 施設内に水が滞留しにくい構造とすること。
- (2) 火薬類の製造中に静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う機械、器具、作業台等の設備について、静電気を有効に除去する措置を接地で行う場合は、その接地抵抗は100オーム以下とすること。
- (3) 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を、人が立った状態で容易に手が触れる位置に設置すること。また、当該設備の静電気を除去する措置を接地で行う場合は、その接地抵抗は100オーム以下とすること。

(解説)

第2条 「製造施設」について

製造施設での災害の未然防止等を一層確実にするため、省令第4条(定置式製造設備に係る技術上の基準)等で定められた基準のうち、施行規則逐条解説等で具体例が示されていない事項を具体的に定めたものである。

- (1) 雨水対策として、施設内に水が滞留しにくい構造を求めるもので、排水溝を設けて雨水を敷地外に排水することや、排水溝を設けて敷地外から雨水が侵入しない構造等を求めたものである。

火薬類は、一般に吸湿すると著しくその原性能を減殺するほか、硝酸エステルを含有するものは湿度と温度の影響によって急速に分解し、自然発火を起こすことが考えられるためである。

「滞留しにくい」構造は、国土交通省で策定した「下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(平成18年)」で概ね5年に1回の豪雨として想定されている、時間降雨50mmを排水できる構造を目安とする。

- (2) 設備に対する静電気対策として、静電気を有効に除去する措置は、施行規則逐条解説で帯電防止剤の使用や、機械、器具、作業台等の設備を帯電しない電導性のあるものと示されている。ここでは、設備の接地を行う際の、接地抵抗を100オーム以下と定めたものである。

なお、法に関連して接地抵抗の数値を示したものとしては、経済産業省告示第145号(平成27年)で、避雷導線の接地抵抗を一条の場合10オーム以下と定めている。しかし、ここでは静電気の除去を目的として、他法令になるが、一般高圧ガス保安規則関係例示基準において、可燃性ガスの製造設備等の接地抵抗が「総合100オーム以下」と規定されていることを準用した。

(3) 作業者に対する静電気対策として、静電気を除去する措置は、施行規則逐条解説で銅又はアルミニウム若しくはこれと同等以上の電導効果のある導体を使用した放電棒又は放電板等と示されている。

ここでは、危険工室等に入る際に、これらの放電棒又は放電板等を必ず触るよう、その設置位置を定めたものである。

また、放電棒又は放電板等の接地を行う際の、接地抵抗を 100 オーム以下と定めたものである。

第3章 貯蔵

(二級火薬庫の構造及び設備)

第3条 地上に設置する二級火薬庫は、その構造及び設備について、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。）第24条第2号、3号、8号及び11号の基準により設置すること。

(解説)

第3条 「二級火薬庫の構造及び設備」について

二級火薬庫における盗難防止対策として、構造や壁、換気孔、屋根の外面等について地上式一級火薬庫と同程度の基準を求めるものである。

本県は、首都に隣接し、900万の人口を有する本県の立地に加え、二級火薬庫の保管量は、一級火薬庫より少ないとはいえ、相当量の火薬を保管することを考慮し、その構造及び設備は、一級火薬庫と同程度に盗難を防ぎ得る構造を求めるものである。

なお、施行規則逐条解説では、「地上に設置する二級火薬庫は、土木工事その他の事業に一時的に使用される火薬類をその事業中臨時に貯蔵する火薬であることから、一級火薬庫と同様な構造等を要求することは酷に過ぎる」とされているが、二級火薬の盗難防止対策として、必要最低限の基準を定めることとしている。

(警鳴装置及び自動通報装置)

第4条 火薬庫には、警鳴装置及び自動通報装置を設置すること。ただし、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫については、この限りではない。

(解説)

第4条 「警鳴装置及び自動通報装置」について

盗難対策として、省令第24条第16号等で、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び実包火薬庫において設置が義務付けられている警鳴装置の設置を、他の火薬庫にも求めるものである。

また、警鳴装置を設置しても、その情報を迅速に把握できなければ盗難対策として機能しないため、非常事態の発生を、火薬庫を管理する者等に自動で伝える自動通報装置の設置を併せて求めるものである。

なお、がん具煙火貯蔵庫については、省令第1条の5において詳細に規定されている安全な火薬であることから、本条の適用から除いている。

また、導火線庫については、省令第29条でがん具煙火貯蔵庫と同等の扱いとなっているため本条の適用から除いている。

(火薬庫までの距離)

第5条 販売業者は、販売店から60km以内程度又は自動車で1時間以内程度に到着することができる範囲内に火薬庫を所有し、又は占有すること。

(解説)

第5条 「火薬庫までの距離」について

販売業者が火薬庫における盗難等の非常事態が発生した際に、迅速に対応するため、販売業者が所有等をしている火薬庫との距離を定めたものである。

本来であれば、迅速な対応のためには、販売店と火薬庫の距離は近ければ近いほうがよいが、人口集中地区にある販売店が、非人口集中地区にある火薬庫を所有することを想定して、実際の走行経路で60km以内程度又は自動車で1時間以内程度という距離にしている。

(競技用紙雷管の貯蔵場所の指示願)

第6条 競技用紙雷管、建設用びょう打ち銃空包、模型ロケット推進器及びその点火具を販売する者で、法第13条ただし書きの規定による火薬庫の所有又は占有しないことの許可を受けるものは、省令第15条第1項の表(8)の数量に関わらず、火薬類取締法施行細則(昭和36年神奈川県規則第16号)第2条で定める火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示願を知事に提出すること。

(解説)

第6条 「競技用紙雷管等の貯蔵場所の指示願」について

火薬庫外火薬類貯蔵場所での販売業者の保安意識の向上の手段として、少量でも感度が高く危険性が高い競技用紙雷管を販売する者に、省令第15条第1項の表(8)の数量に関わらず、火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示願の提出を求めるものである。

昭和36年の通商産業事務次官通知(昭和36年3月6日36軽第560号)では、スポーツ用品店が競技用紙雷管を無許可で販売する事例があることから、火薬庫を共有する許可を与える等の措置により、販売営業許可を与えるよう県に依頼があった。

県では、火薬庫の占有や共有に代えて、火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示願の提出や、貯蔵の基準等の遵守により、販売営業許可を与えることとした。

なお、競技用紙雷管の販売業者は、平成10年の通商産業省環境立地局長通知(平成10年3月30日立局第1号)で、一定数量以下で、火薬類を規則第16条の技術上の基準に従って貯蔵する場合は、火薬庫外火薬類貯蔵のみでの販売が可能な場合に限り、販売許可が認められている。

(火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願の変更)

第7条 火薬庫外火薬類貯蔵場所の設置者は、代表者及び社名の変更があったときは、火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願変更報告書を提出すること。ただし、新法人の設立、指示場所の移動、火薬類の種類又は数量の変更及び省令第15条第1項の表の該当番号変更の場合は、新たに火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願を提出すること。

(解説)

第7条 「火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願変更報告書」について

知事が指示した火薬庫外火薬類貯蔵場所の設置者に、自らの法的な位置づけを認識させ、保安意識を向上させるための手段として、代表者等の変更の際に、設置者に対して、火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願の変更報告書の提出を求めるものである。

なお、火薬庫外火薬類貯蔵場所の設置者が変わらない場合でも、新法人の設立、指示場所の移動、火薬類の種類又は数量の変更及び省令第15条第1項の表の該当番号変更の場合は、重要な変更該当し、新たな火薬庫外火薬類貯蔵場所となることから、新たに火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願の提出を求めることとした。

第4章 譲受・消費

(建設用びょう打ち銃用空包の譲受数量)

第8条 建設用びょう打ち銃用空包の譲受数量については1回の許可申請に当たり、10,000個以内とすること。この場合において、その原料となる火薬又は爆薬が空包1個当たり0.4グラム以下のものにあつては、その空包の数量2個を1個として換算する。

(解説)

第8条 「建設用びょう打ち銃用空包の譲受数量」について

建設用びょう打ち銃用空包の大量保管を防止し、火薬庫外火薬類貯蔵場所の保安リスクを低減させるため、譲受数量について一定量を定めたものである。

建設業者が都道府県知事の指示を受けずに火薬庫外火薬類貯蔵場所で貯蔵できる数量は、2,000個までとなっているが、大量に保管される可能性が否定できないため、県では、過去の建設用びょう打ち銃用空包の消費実績を勘案し、譲受数量については10,000個と定めたものである。

なお、省令第15条第1項後段を受け、譲受数量についても、原料となる火薬又は爆薬が0.4グラム以下の建設用びょう打ち銃用空包の場合は、2個を1個(20,000個)として換算することとする。

(火薬類譲受消費申請者と取扱保安責任者の雇用関係の書面)

第 9 条 火薬類譲受・消費許可の申請にあたって、取扱保安責任者を選任する場合、その雇用関係を明らかにする書面を提出すること。

(解説)

第 9 条 「火薬類譲受・消費許可申請者と取扱保安責任者の雇用関係の書面」について
火薬類譲受・消費許可申請者の権限が及ぶ者が、火薬類の消費の保安を確実に行うため、申請者と取扱保安責任者の雇用関係を明らかにする書面を求めるものである。

取扱保安責任者は、火薬類の消費が技術上の基準に適合するよう監督する等の重要な責務を負っており、法逐条解説において「雇用関係の裏づけのないものは選任したことにならない」とされている。

このため、本県では、火薬類保安手帳の写しなどにより取扱保安責任者が、火薬類譲受・消費許可申請者の権限が及ぶ者であることを確認するものである。

(煙火消費の報告)

第 10 条 煙火の消費許可を受けた者は、煙火の消費終了後、すみやかに煙火消費中及び終了後の状況を書面により知事に報告すること。

(解説)

第 10 条 「煙火消費の報告」について

煙火消費における事故発生を未然に防止するため、煙火の消費終了後、速やかに煙火消費の報告を求めるものである。

煙火消費に伴う火災や観客の負傷等の事故は、毎年発生しているが、事故発生時には、法第 46 条の規定により警察官等に事故届けを届けること、また、知事は災害発生日時、場所及び原因等を報告させることができることとなっている。

一方で、事故には至らなかったが、煙火の消費に伴う筒の不良状態や、黒玉や不発の発生の有無、消費した煙火の破片の飛散などは、将来的な煙火消費における事故発生の未然防止に、有用な情報である。

このため、こうした情報を当該報告書で確認するとともに、災害発生の未然防止に必要な情報を、関係団体等を通じて周知していくこととしている。

第5章 譲渡

(火薬類の譲渡期間)

第11条 火薬類の譲渡期間は、許可を受けた日から1ヶ月以内とする。

(解説)

第11条 「火薬類の譲渡期間」について

多量の火薬類を貯蔵する保安上のリスクを低減するため、譲渡期間を定めたものである。

火薬類の譲渡期間は、法第17条第6項で譲渡許可証の有効期間は1年以内と規定されているが、譲渡の場合は、申請前に概ね譲渡期間が特定できること、また、譲渡のための火薬類の所持を長期間認めることが保安上適当なことではないことから、1ヶ月以内としたものである。

第6章 雑則

(許可証の返納)

第12条 火薬類を消費又は輸入したときは、すみやかに許可証を返納すること。

(解説)

第12条 「許可証の返納」について

譲渡許可証及び譲受許可証については、法第17条第9項を受けて手続きが定められているところ、消費及び輸入に係る当該規定はない。

一方で火薬類の消費や輸入における許可証についても、相手先にこれらの許可証を根拠とする契約等の誤認を与えるおそれがあるため、許可証の返納を求めるものである。

附 則 (平成29年3月23日工保33492号)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

本基準の施行の日に現に存する製造施設及び火薬庫については、なお従前の例による。